

令和9年度補装具告示等改正に向けた主な論点(案)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和9年度補装具告示等改正に向けた進め方

基本的な考え方

- 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。)の支給基準額等については、3年に1回の見直しを行っており、次期改正は令和9年4月を予定
- 補装具告示の改正に伴い、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成30年3月23日障発号0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「補装具費支給事務取扱要領」(平成30年3月23日障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)で定める支給事務についても見直しを予定

スケジュール(案)

7月24日	： 第76回補装具評価検討会(Ⅱ類)	主な論点(案)の検討 (補聴器・眼鏡・重度障害者用意思伝達装置等)
7月27日	： 第77回補装具評価検討会(Ⅰ類)	主な論点(案)の検討 (義肢・装具・姿勢保持装置・車椅子・電動車椅子等)
9月 上旬	： 第78回補装具評価検討会(合同)	団体ヒアリング結果の報告、主な論点(案)の提示・検討
11月 下旬	： 第79回補装具評価検討会(合同)	補装具告示改正(案)の提示、事務取扱指針等改正(案)の提示・検討
1月 下旬	： 第80回補装具評価検討会(Ⅰ類)	完成用部品指定審査
2月 下旬	： 第81回補装具評価検討会(合同)	完成用部品指定審査結果の報告、主な改正内容(案)の報告
4月 1日		補装具告示等の施行

義肢装具製作工程へのデジタル技術導入の主な論点(案)

現状と課題

- デジタル技術については、業務の効率化、人材不足への対応として医療DXの中で、あるいは製造業全体においても導入が進められている。
- 補装具告示においては、デジタル技術を用いた3Dスキャナによる身体形状の取得を採型と認めておらず、製作工程でのデジタル技術の使用についても明示していない。
- 採型を含む義肢装具の製作工程にデジタル技術を導入するにあたっては、製品の精度・安全性・作業時間の变化・費用対効果、デジタルデータを含めた個人情報取り扱いの必要性についての議論を進める必要がある。
- 一方で、プライベートゾーンにかかる義肢装具の採型については、諸外国のように被採型者のプライバシー尊重等も含め、一切のガイドラインがない。(例:同性の立会義務や顔データの取得不可といった基準)

論点(案)

- 採型を含む義肢装具製作工程におけるデジタル技術の導入について。

装具 下肢装具の主な論点(案)

現状と課題

- 支柱付短下肢装具の「足部」は、下肢装具の構成要素である足部覆い、標準靴の他に、靴型装具である短靴、チャッカ靴、半長靴、長靴からも算定できる。靴型装具はさらに整形靴、特殊靴、健足用に分類されることから、合計14種類もの「足部」が定められている。
- 令和7年度厚生労働科学研究(研究代表者 浅見豊子先生)の結果として、算定項目の複雑化は見積業務の効率化を阻害する要因であることが報告されたことを踏まえて(第74回補装具評価検討会)、補装具告示別表の整理統合する必要がある。
- 加えて、足部変形、褥瘡及び胼胝がある場合、靴型装具では着脱困難なことも多く、つま先のないいわゆるサンダルのような形状の足部覆いが処方されることも多いが、靴型装具として足部覆いは定められていないため、靴型装具が必要な場合は、足部覆いを算定することができない。しかし、足部変形においては着脱しやすい足部覆いのニーズは高く、足部覆いの方が靴よりも基準額が低くなる可能性がある。(以下、表のとおり。「令和6年度厚生労働科学研究(研究代表者 浅見豊子先生)」から再解析したもの)

対靴型装具作業時間・原材料等価格比(採寸・採型作業を除く)					
項目		n数	平均	標準偏差	中央値
①足部覆い (下肢装具取付用)	作業時間	33	69.7%	29.2%	69.2%
	原材料等価格	31	68.2%	32.4%	61.2%
②足部覆い (靴型装具として)	作業時間	29	50.8%	25.5%	49.5%
	原材料等価格	28	48.4%	28.9%	44.9%
※ ① ②ともに靴型装具にも回答のあったデータのみを解析対象とし、四分位範囲(IQR)を用いて外れ値を除外した(Q1-1.5×IQR - Q3+1.5×IQR の範囲外)。 ※ ①と②の間には作業時間、原材料等価格の双方ともに有意差あり(p<0.01)					

対靴型装具作業時間・原材料等価格比(採寸・採型作業のみ)					
項目		n数	平均	標準偏差	中央値
①足部覆い (下肢装具取付用)	作業時間	36	77.6%	24.2%	83.3%
	原材料等価格	20	99.6%	1.2%	100.0%
②足部覆い (靴型装具として)	作業時間	34	73.9%	30.4%	75.0%
	原材料等価格	24	90.8%	17.8%	100.0%
※ ① ②ともに靴型装具にも回答のあったデータのみを解析対象とし、四分位範囲(IQR)を用いて外れ値を除外した(Q1-1.5×IQR - Q3+1.5×IQR の範囲外)。 ※ ①と②の間には作業時間、原材料等価格の双方ともに有意差なし(p>0.05)					

論点(案)

- 支柱付下肢装具の製作要素となる足部を算定する、下肢装具の足部又は靴型装具の項目を整理統合することについて。

姿勢保持装置 種目整理の主な論点(案)

現状と課題

- 姿勢保持装置の構造フレームが車椅子／電動車椅子の場合には、車椅子／電動車椅子の本体価格で構造フレームの基準額を算定することとなっている。
- 種目については姿勢保持機能の有無で姿勢保持装置と車椅子／電動車椅子が分かれているが、支給個数については構造フレームが木材・金属か車椅子／電動車椅子かで分かれている。
- 種目と支給個数の分け方が統一されていないことにより、2台目の支給判断に迷う場合があることから、姿勢保持機能の有無ではなく、構造フレームの種類での判断の方が明確であるとの意見もある。

種目	姿勢保持装置		車椅子／電動車椅子
姿勢保持機能	有	有	無
構造フレーム	木材・金属	車椅子／電動車椅子	車椅子／電動車椅子
2台支給されるパターン①	○	○	×
2台支給されるパターン②	○	×	○

論点(案)

- 構造フレームに車椅子／電動車椅子を使用した場合に、種目を車椅子／電動車椅子とすることの是非について。

姿勢保持装置 製作要素価格の主な論点(案)

現状と課題

- 姿勢保持装置の製作において必要となる「頸部継手」、「ハーネス」等の製作要素価格については、現在補装具告示別表に定めがない。しかし、義肢、装具における製作要素価格中の項目としては定めがあり算定が可能となっているなど、姿勢保持装置のみ算定ができない状況が生じていると昨年度の団体ヒアリングでも指摘されている。

【義手ハーネスの補装具告示価格】

区分	名 称	使 用 部 品	上限価格 円
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸部バンド式肩ハーネス一式	23,800
		肩たすき一式	11,900
	上腕義手用 肘 義 手 用	胸部バンド式上腕ハーネス一式	23,500
		肩たすき一式	11,900
		8字ハーネス一式	10,800
	前腕義手用 手 義 手 用 手部義手用	胸部バンド式前腕ハーネス一式	20,200
		8字ハーネス一式	8,750
		9字ハーネス一式	5,650
		たわみ式肘継手（一組）	2,750
		Yストラップ	2,750
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,700

論点(案)

- 姿勢保持装置における頸部継手及びハーネスなどの、製作要素価格項目への追加について。

車載用姿勢保持装置 支給に係る主な論点(案)

現状と課題

- 車載用姿勢保持装置の告示基準額では、利用者によっては必要となる体幹パッド等の製作加工に対応する項目の定めがないため、特例補装具として支給を行っている。
- 車載用姿勢保持装置の特例補装具支給件数は、令和2年度の479件から令和6年度の646件へ増加が見られ、車載用姿勢保持装置の支給総数に対する割合も20%から26%と上昇している。(福祉行政報告例より事務局が算出)

論点(案)

- 車載用姿勢保持装置における体幹パッド等の取扱いについて。

車椅子・電動車椅子 借受け対象化への主な論点(案)

現状と課題

- 補装具のデモ機無償貸出の実態調査においても、義足の完成用部品に次いで車椅子、電動車椅子の無償貸出が行われている実態が報告されている。(第70回補装具評価検討会)
- 入院患者が、退院時に日常生活で必要となる車椅子の支給申請を行い、納品されるまでの期間に自費で既製の車椅子をレンタルする必要があるといった実態が報告されている(令和6年度厚生労働科学研究 研究代表者・浅見豊子先生)
- 入院患者が車椅子の利用を開始した時点から、長期的な変化を見越して適合を予測することは専門職であっても困難であるのに対し、仮に短期間の借受けを利用し、購入する車椅子の仕様を評価してから購入することは、購入後の不適合や不使用を防ぐ可能性につながる。(令和7年度厚生労働科学研究報告書 研究代表者・浅見豊子先生)
- 障害者が社会参加するための移動確保の観点からも、車椅子及び電動車椅子の借受けのニーズは高いことが報告されている。(令和7年度厚生労働科学研究報告書 研究代表者・浅見豊子先生)

論点(案)

- 借受け対象化について。

参考資料

研究1 補装具のデモ機（完成用部品含む）無料提供に関する意見調査

方法：WEBアンケート

調査期間：令和7年2月12日～2月16日

対象：補装具関連6団体（義肢装具士協会を除く）各社経営権の有る者

回答数：212件 属性：補装具事業者（162件 / 76%）、メーカー・代理店（50件 / 24%）

Q7「デモ機の無料提供サービス」の実態種別

義足足部：106件 膝継手：97件 車椅子：79件 電動車椅子：61件 補聴器：33件
股継手：31件 他

Q8「デモ機の無料提供サービス」の費用について

費用負担が必要という回答 84.4% 現状維持 12%

（すべてのコストを有償化95件 一定の費用負担必要84件 現状のまま・無料提供26件）

Q9.「(Q8で有償化等と回答された方向け) 費用負担は誰が負うべきとお考えでしょうか。（複数選択可）」

補装具費（借受け）：127件 ユーザー：98件 メーカー：31件 補装具事業者：23件

その他（自由回答）：「更生相談所」「病院施設側」「補装具費（見積に含む）ケースごとの区分（多数回使用、あるいは判定結果による）」

Q10.「もしも有償化される場合、どのような費用を有償化するのが望ましいですか？」

送料、借受けに要する費用に加え、適合技術料：122件

送料及び借受けに要する費用：41件 送料のみ：30件

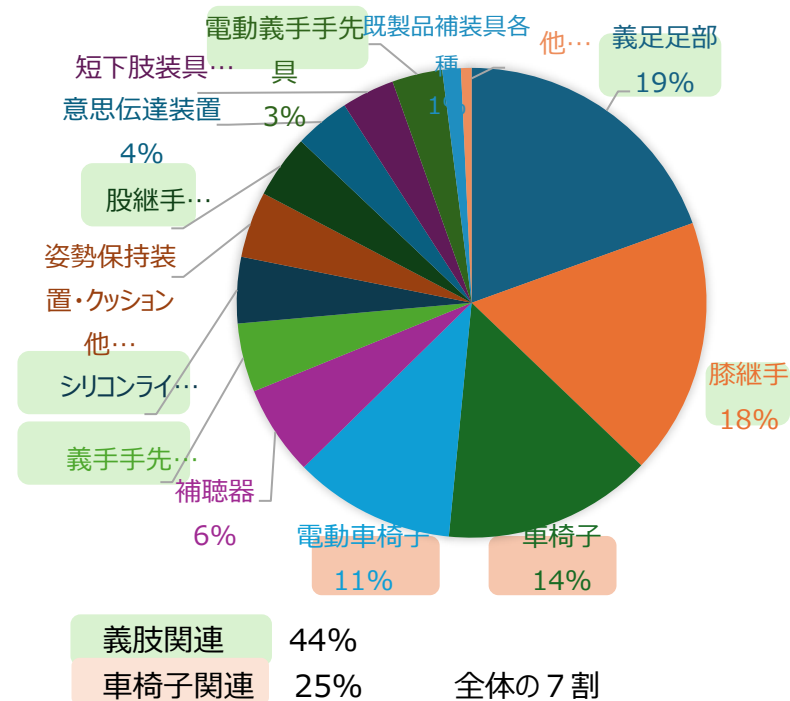
借受けに要する費用のみ：9件

その他(自由回答)：「修理費・消耗品費も含む」「紛失・破損に対する補償」など

Q11.「デモ機の無償提供について、貴社の経営状況も踏まえ、今後の継続可能性を教えてください」

どちらとも言えない：84件 継続可能：79件 継続不可能：49件

件数が少ないから対応が可能である場合も存在し、コスト負担が大きいことを理由に、将来的に無償継続は難しいという声が多い



法令順守をして働き方改革で働ける時間が決まったなか、補装具に関しての業務で無償で時間を提供することが現在一番経営を圧迫しています。

この作業は専門知識、専門技術を得るために時間とお金と努力をかけた義肢装具士にしかできない作業であり、義肢装具士に無報酬でさせる作業ではありません

○ 補装具費支給制度について思うところ、当事者や事業者が知っておいた方が良いと思うことがあればお書きください。

【更生相談所】

● 判定基準の「不透明性」と「地域格差」への苦慮

- ・要約: 判断の根拠となる「支給基準」が曖昧で、自治体や判定員によって差が出てしまうことへの危機感。公平性の担保に苦心している。
- ・「承認基準が全国で統一されておらず、自治体判断に委ねられすぎている」
- ・「他県とのバランスをどう取るべきか、常に判断に迷う」

● 事務手続きの「過度な負担」と「非効率性」

- ・要約: 判定業務以外の事務作業(書類精査、業者との調整)が膨大で、本来の専門的判定に集中できない。
- ・「申請から交付までのフローがアナログで時間がかかりすぎる」
- ・「一件あたりの事務コストが高く、限られた人員で回しきれない」

● 最新技術(ICT・高機能製品)の「評価基準」の欠如

- ・要約: 新しい技術に対し、既存の種目体系では対応しきれない。
- ・「本人のニーズに対して有用な最新機器があっても、告示外という理由で却下せざるを得ない葛藤がある」
- ・「新技術を適切に評価するための専門知識やガイドラインが不足している」

● 事業者や医療機関との「コミュニケーション不足」

- ・要約: 提出される意見書や見積書の質にバラつきがあり、判定の質に影響している。
- ・「業者の選定能力や医療機関の処方精度が低いと、更相側で修正・確認する手間が増える」

● 相談・判定体制の「専門性」の維持

- ・要約: ベテラン職員の退職や異動により、高度な判定ノウハウが失われることへの不安。
- ・「複雑な症例に対応できる専門職(義肢装具士、リハ医等)の確保が困難」
- ・「若手への技術伝承や研修体制が追いついていない」
- ・「事業者に対しても支援が必要。業界の人材活性化に繋がりにくい。」

【製作事業者・義肢装具士】

● 公定価格(基準額)と実勢価格の乖離

- ・要約: 円安や原材料費・物流費の高騰に対し、国が定める支給基準額が据え置かれたままである。
- ・「作れば作るほど赤字」という品目が増えており、事業継続が危うい。」
- ・「このままでは地域の義肢装具製作所が倒産し、修理すら受けられなくなる「供給網の崩壊」が起きる。」

● 判定プロセスの迅速化と「リモート・書類判定」の導入

- ・要約: 申請から判定、支給決定までに数ヶ月を要する現状は、利用者の生活を止めている。
- ・「身体状況に変化がない継続制作や、軽微な修理・部品交換については、写真や動画による「書類判定(リモート判定)」を標準化し、来所負担を軽減すべき。」

● 自治体(役所)による運用・判断のバラつき

- ・要約: 住んでいる市町村によって、支給の可否や手続きの煩雑さが大きく異なる。
- ・「隣の市では通ったのに、ここでは通らない」というローカルルール(自治体独自の判断)が多すぎる。全国一律の明確な判断基準を整備してほしい。」

● 専門的技術・適合サービスの無償化状態への不満

- ・要約: 現在の制度は「モノの価格」が中心で、義肢装具士やシーティング専門家が行う「評価・調整・適合」という高度な技術料が評価されていない。
- ・「身体に合わせるための膨大な時間と技術が「サービス(無料)」扱いされており、専門職の育成や確保を阻害している。」

● 当事者(利用者)への啓発と正しい情報提供

- ・要約: 「補装具は製作して完了ではない」という点や、日々のメンテナンスの重要性が十分に伝わっていない。
- ・「壊れてから申請するのでは遅い。不具合を感じた時点での早期相談ができる仕組みにしてほしい。」
- ・「制度の仕組み(自己負担の有無など)を正しく理解してもらうための周知が行政側に不足している。」

現制度の課題

- ・ 行政、事業者共に現行の判定の仕組みに苦慮している。迅速かつ効率的な仕組みが必要。
- ・ 自治体の裁量は制度運用の自由度を担保する一方、解釈の違いにより、地域間格差を生んでいる。
- ・ 「医学的判定」が「経済学的判定」になっている。「真に必要な補装具」=「必要最低限の補装具」か？
- ・ 補装具専門の医療専門職が不在。医師意見書の質の向上。医師が勉強する場がない。

概 要

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

障害者総合支援法の条文

- 第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があつた場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条文及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。
- 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。
 - 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
 - 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
 - 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

具体的内容

（補装具の借受けによることが適当である場合について）

- ① 身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合

補装具費支給制度における借受けにおいて対象となる種目について

補装具費支給制度における借受けについては、以下の種目を対象とする。

※図は参考例

場面	対象種目等
成長への対応	● 姿勢保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 姿勢保持装置…機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有する用具 ● 歩行器 歩行器…歩行機能を補うため、移動時に体重を支える用具 ● 車載用姿勢保持装置 車載用姿勢保持装置…機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するパッド等を装備し、乗車中の姿勢を保持することを可能にする機能を有する車載用の装置
障害の進行への対応	● 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ) 重度障害者用意思伝達装置…重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者が意思の伝達を行うための用具 ※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する場合があることに留意する。
仮合わせ前の試用	● 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品 完成用部品…義肢装具および姿勢保持装置を完成させるのに必要な部品 義肢…上肢又は下肢に欠損のある方の欠損を補完し、又は失われた機能を代替するための用具 装具…上肢若しくは下肢又は体幹の機能に障害のある方の機能を回復させたり低下を抑制したその機能を補完したりするための用具



- ・借受けは、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関等によりその必要性を判定した上で、支給を決定。
- ・障害児の申請については、身体障害者更生相談所の助言を求めることが望ましい。
- ・対象となる種目は補装具告示第1項に規定するいわゆる「特例補装具」を除く。
- ・補装具のうち、申請前の訓練において使用される種目については、医療保険と補装具費支給制度の関係性について整理が必要であり、継続して検討。
- ・当面は上記の種目を対象とするが、将来的な対象種目等については引き続き検討。